

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書

国民が豊かで健全な社会生活を営む上で、安定した就業の場と安全で健康的な職場環境が求められており、極めて重要です。

じん肺は、最古にして現在もなお最大の被災者を出し続けている不治の職業病といわれ、炭坑や金属鉱山、造船等の職場にて多発し、特にトンネル建設工事業においては、いまだに社会問題になっている状況にあります。

トンネルじん肺は、そのほとんどが公共工事によって発生した職業病であることなどから、早急に解決を図るべき重要な問題です。

よって、政府においては、2007年6月18日にトンネルじん肺被害者と締結した「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づき、速やかに実行ある法整備をおこなうなど完全履行、また、発注者および施工者に対する適切な指導を行うとともに次の事項を含めたトンネルじん肺の抜本的な対策を早急に講じられるよう強く要望します。

記

1. 国は、2007年6月に調印した「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行すること。
2. じん肺に罹患したトンネル労働者に対する補償基金制度を創設すること。

地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年3月18日

茨城県笠間市議会議長 石松 俊雄

内閣総理大臣	菅	義偉	殿
厚生労働大臣	田村	憲久	殿
総務大臣	武田	良太	殿
経済産業大臣	梶山	弘志	殿
農林水産大臣	野上	浩太郎	殿
法務大臣	上川	陽子	殿
国土交通大臣	赤羽	一嘉	殿

防衛大臣	岸	信夫	殿
内閣官房長官	加藤	勝信	殿
衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山東	昭子	殿